事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合理 事 長 三 木 秀 一

被扶養者認定事務の取扱いの変更について

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、平成 29 年 11 月 10 日 (西パ健発第 17A1106 号) 付で、マイナンバーを利用した情報連携について、「課税・非課税証明書」等は取得できるデータが不完全なため、当分の間は添付していただく旨のご案内をさせていただきましたが、平成 30 年 7 月から「課税・非課税証明書」の必要なデータ項目が取得できるようになりました。

このことにより、被保険者が「被扶養者(異動)届」を提出し、認定をうける際、「課税・非課税証明書」を省略することができるようになります。ただし、「課税・非課税証明書」は、認定対象者が1月1日時点でお住まいの市町村に対して、当健康保険組合がマイナンバーを利用して取得することになります。

つきましては、「課税・非課税証明書」の取得のための住所欄を追加した「被扶養者(異動)届」及び認定に際しての「必要書類一覧表」を送付させていただきますので、被保険者へご周知いただきますようお願いいたします。

なお、「課税・非課税証明書」に係る情報の取得には、数日かかりますので早期に被保険者証の発行を希望される場合は、従来どおり「課税・非課税証明書」を添付していただきますようお願いいたします。

また、ご案内しています「健康保険被扶養者の認定状況の確認について」の検認事務については、当健康保険組合が、検認対象者の1月1日時点の住所管理ができておらず、「課税・非課税証明書」を取得できないため、従来どおり添付書類が必要となりますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 省略可能書類

「課税・非課税証明書」(市町村発行)

2 対象者

別添「被扶養者として認定をうけるための必要書類一覧」の★印が付いている書類を 必要としている方々

3 開始日

平成 30 年 10 月 1 日